

平成十八年政令第三十号

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
内閣は、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）附則第二
条、第三条第三項、第四条第二項及び第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法附則第二条に規定する政令で定める法人等）

第一条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（以下「法」という。）附則第二条に規定す
る政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独
立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号）以下「農林水産
消費技術センター法等改正法」という。第一条の規定による改正前の独立行政法人農林水産
消費技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）第二条の独立行政法人農林水産消費技術
センター

二 農林水産消費技術センター法等改正法附則第三条第一項の規定による解散前の独立行政法人
肥飼料検査所

三 農林水産消費技術センター法等改正法附則第三条第一項の規定による解散前の独立行政法人
農業検査所

四 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第
四十四号）以下「平成二十七年道路運送車両法等改正法」という。第二条の規定による改正
前の自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）第二条の自動車検査独立行政
法人（自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律
第九号）の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

五 独立行政法人国立公文書館

六 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

七 独立行政法人統計センター

八 独立行政法人造幣局

九 独立行政法人国立印刷局

十 独立行政法人製品評価技術基盤機構

十一 独立行政法人国立病院機構（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）以下「平成二十六年独法整備法」と
いう。）の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

2 次に掲げる国営企業等に係る法附則第二条に規定する政令で定める日は、平成十八年四月一日
とする。

一 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の
一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）第五条第一号の規定による廃止前の
国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員（給与等に関する特例法（昭和二十九年
法律第百四十一号）第二条第一項に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業

二 前項第一号から第十号までに掲げる法人

3 第一項第十一号に掲げる法人に係る法附則第二条に規定する政令で定める日は、平成十八年八
月一日とする。

4 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵
政公社に係る法附則第二条に規定する政令で定める日は、平成十九年三月三十一日とする。

（法附則第三条第二項に規定する政令で定める者等）

第一条の二 法附則第三条第二項第十号に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者とし、
同項第十号に規定する政令で定める日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項に規定する職員（以
下「職員」という。）として在職した後、平成十八年四月一日以後平成十九年三月三十一日ま
での間に引き続いて地方公務員又は同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員（他の法律の

規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。
以下この条及び次条において「公庫等職員」という。）若しくは国家公務員退職手当法等の一
部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）第一条の規定による改正前の国家公務員退職
手当法第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員（以下この条及び次条において「独立
行政法人等役員」という。）となった者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人
等役員として在職した後同年四月一日以後に引き続いて独立行政法人通則法の一部を改正する
法律（平成二十六年法律第六十六号）次号において「平成二十六年通則法改正法」という。）
による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定
独立行政法人（国営企業等に該当するものを除く。）の職員又は独立行政法人通則法第二条第
四項に規定する行政執行法人（国営企業等に該当するものを除く。）の職員となったもの（そ
の者の基礎在職期間（国家公務員退職手当法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をい
う。以下同じ。）のうち当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となった
日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。）当該地方公務員又
は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となった日

二 平成十八年三月三十一日に地方公務員として在職していた者又は同日に公庫等職員として在
職していた者のうち職員から引き続いて公庫等職員となった者若しくは同日に独立行政法人等
役員として在職していた者のうち職員から引き続いて独立行政法人等役員となった者で、地方
公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後平成十九年四月一日以後
に引き続いて平成二十六年通則法改正法による改正前の独立行政法人通則法第二条第二項に規
定する特定独立行政法人（国営企業等に該当するものを除く。）の職員又は独立行政法人通則
法第二条第四項に規定する行政執行法人（国営企業等に該当するものを除く。）の職員となっ
たもの 平成十八年四月一日

2 法附則第三条第三項の規定は、前項第二号に掲げる者について準用する。
（法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する政令で定める額）
第二条 法附則第三条第三項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替え
て適用する法附則第三条第一項に規定する政令で定める額は、同条第二項第八号及び第九号並び
に前条第一項第二号に掲げる者が、内閣総理大臣の定めるところにより、その者の地方公務員、
公庫等職員又は独立行政法人等役員としての在職期間において職員として在職していたものとみ
なした場合に、その者が平成十八年三月三十一日において受けるべき俸給月額とする。

（法附則第六条第二項第八号に規定する政令で定める職員）
第三条 法附則第六条第二項第八号に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。
一 内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十一号）附則第四条第一号の規
定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一
条第十七号に掲げる総合科学技術会議の常勤の職員

二 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第十三条の規定に
よる改正前の特別職の職員の給与に関する法律第一条第十四号の二に掲げる特定個人情報保護
委員会の委員長及び常勤の委員

（特定の者に対する退職手当の額の計算に関する経過措置）

第四条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十六号）附則第
二条第一項の規定による報酬月額を受けていたことがある者が退職した場合においては、その者
が当該報酬月額を受けていた間、俸給月額として百二十二万六千円を受けていたものとみなし
て、その者に対する退職手当の額を計算するものとする。

（基礎在職期間に旧財務省造幣局の職員としての在職期間等が含まれる場合に関する経過措置）
第五条 退職した者の基礎在職期間に次に掲げる期間が含まれる場合においては、当該期間におけ
る職員としての在職を職員以外の者としての在職と、当該期間を国家公務員退職手当法第五条の

二 第二項第七号に規定する政令で定める在職期間とそれれみなして、同法第六条の四及び国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第六条の二の規定を適用する。

一 独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）附則第八条による改正前の国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一号二に掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）を行う国の経営する企業に勤務する職員としての在職期間（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）以下「一般職給与法」という。）の適用を受けていた職員としての在職期間を除く。次号及び第三号において同じ。）

二 独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）附則第九条による改正前の国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第一号ハに掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）を行う国の経営する企業に勤務する職員としての在職期間

三 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）第二条第十二号の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）第四百一条による改正前の国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第一号イに掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）を行う国の経営する企業に勤務する職員としての在職期間

四 平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）附則第十条第一項の規定により解散した旧独立行政法人航空宇宙技術研究所の職員としての在職期間

五 平成二十六年独法整備法第七十条の規定による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三十三号）第二条の独立行政法人産業技術総合研究所の職員としての在職期間（独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十三号）の施行の日の前日までの間に限る。）

六 平成八年四月一日から平成十六年十月二十七日までの間において適用されていた一般職給与法（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の教育職俸給表（二）又は教育職俸給表（三）の適用を受けていた期間

七 平成二十六年独法整備法第四十七条の規定による改正前の独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第三条の独立行政法人情報通信研究機構の職員としての在職期間（独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百三十四号）附則第二条の規定により独立行政法人情報通信研究機構となった旧独立行政法人通信総合研究所の職員としての在職期間を含む、独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十一号）の施行の日の前日までの間に限る。）

八 独立行政法人消防研究所の解散に関する法律（平成十八年法律第二十二号）第一項の規定により解散した旧独立行政法人消防研究所の職員としての在職期間

九 独立行政法人酒類総合研究所の職員としての在職期間（独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十三号）の施行の日の前日までの間に限る。）

十 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）以下「平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法」という。）第三条の規定による改正前の独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法（平成十一年法律第六十七号）第二条の国立オリンピック記念青少年総合センターの職員としての在職期間

十一 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第四条の規定による改正前の独立行政法人国立特殊教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）第二条の独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第十八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立言語研究所、独立行政法人国立科学博物館、平成二十六年独法整備法第七十九条の規定による改

正前の独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）第三条の独立行政法人物質・材料研究機構、平成二十六年独法整備法第八十条の規定による改正前の独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）第三条の独立行政法人防災科学技術研究所、平成二十六年独法整備法第八十一条の規定による改正前の独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）第二条の独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第七十八号）第二条の独立行政法人国立博物館及び独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人文化財研究所の職員としての在職期間（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間に限る。）

十二 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十五号）以下「平成十八年独法改革厚生労働省関係法整備法」という。）第一条の規定による改正前の独立行政法人産業安全研究所法（平成十一年法律第八十一号）第二条の独立行政法人産業安全研究所及び平成十八年独法改革厚生労働省関係法整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人産業医学総合研究所の職員としての在職期間

十三 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立健康・栄養研究所の職員としての在職期間（平成十八年独法改革厚生労働省関係法整備法の施行の日の前日までの間に限る。）

十四 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）以下「平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法」という。）第一条の規定による改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第三条の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構並びに平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人農業者大学校、旧独立行政法人農業工学研究所及び旧独立行政法人食品総合研究所の職員としての在職期間（独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）附則第二条の規定により独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構となった旧独立行政法人農業技術研究機構の職員としての在職期間を含む。）

十五 平成二十六年独法整備法第五十三条の規定による改正前の独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）第二条の独立行政法人水産総合研究センター及び平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第十六条第一項の規定により解散した旧独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員としての在職期間（平成二十六年独法整備法第五十三条の規定による改正前の独立行政法人水産総合研究センター法第二条の独立行政法人水産総合研究センターの職員としての在職期間にあつては、平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間に限る。）

十六 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）以下「平成二十七年独法改革農林水産省関係法整備法」という。）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、農林水産消費技術センター法等改正法附則第六条第一項の規定により解散した旧独立行政法人林木育種センター、平成二十七年独法改革農林水産省関係法整備法附則第九条第一項の規定により解散した旧独立行政法人水産大学校、平成二十六年独法整備法第四百九条の規定による改正前の独立行政法人農業生物資源研究所（平成十一年法律第九十三号）第二条の独立行政法人農業生物資源研究所、平成二十六年独法整備法第五百十条の規定による改正前の独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）第二条の独立行政法人農業環境技術研究所、平成二十六年独法整備法第五百十一条の規定による改正前の独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第九十七号）第二条の独立行政法人国際農林水産業研究センター及び平成二十六年独法整備法第五百十二条の規定による改正前の独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）第二条の独立行政法人森林総

合研究所の職員としての在職期間（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間に限る。）

十七 独立行政法人工業所有権情報・研修館の職員としての在職期間（特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十九号）附則第五条の規定により独立行政法人工業所有権情報・研修館となった旧独立行政法人工業所有権総合情報館の職員としての在職期間を含み、独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十七号）の施行の日の前日までの間に限る。）

十八 平成二十六年独法整備法第八十四条の規定による改正前の独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二十五号）第二条の独立行政法人土木研究所及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）以下「平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法」という。）附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人北海道開発土木研究所の職員としての在職期間（平成二十六年独法整備法第八十四条の規定による改正前の独立行政法人土木研究所法第二条の独立行政法人土木研究所の職員としての在職期間にあつては、平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間に限る。）

十九 平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人海技大学及び平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法第八条の規定による改正前の独立行政法人海員学校法（平成十一年法律第二百十四号）第二条の独立行政法人海員学校の職員としての在職期間

二十 平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）第二条の独立行政法人建築研究所、平成二十七年道路運送車両法等改正法附則第十一条第一項の規定により解散した旧独立行政法人交通安全環境研究所、平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人海上技術安全研究所、平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）第二条の独立行政法人港湾空港技術研究所、平成二十六年独法整備法第八十九条の規定による改正前の独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）第二条の独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人航空大学校の職員としての在職期間（平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間に限る。）

二十一 平成二十六年独法整備法第二百四条の規定による改正前の独立行政法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百六号）第二条の独立行政法人国立環境研究所の職員としての在職期間（独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十九号）の施行の日の前日までの間に限る。）

（研究交流促進法施行令の適用に関する経過措置）

第六条 法附則第十七条の規定による改正前の研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）第六條第一項の規定の適用に係る研究交流促進法施行令（昭和六十一年政令第三百四十五号）第四條第二項の総務大臣の承認は、法附則第十七条の規定による改正後の研究交流促進法第六條第一項の規定の適用に係る同令第四條第二項の総務大臣の承認とみなす。

附 則

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成十八年三月二七日政令第六四号）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成十八年三月三一日政令第一五八号）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成十八年三月三一日政令第一五九号）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成十八年三月三一日政令第一六〇号）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成十八年三月三一日政令第一六一号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成十八年三月三一日政令第一六四号）抄

この政令は、整備法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附 則 （平成十八年三月三一日政令第一六五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、整備法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附 則 （平成十八年三月三一日政令第一六六号）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成十八年三月三一日政令第一六七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成十八年三月三一日政令第一六八号）

この政令は、独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附 則 （平成十八年七月二二日政令第二二三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十九年三月二二日政令第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成十九年三月三〇日政令第一〇九号）

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一条に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十九年三月三〇日政令第一一〇号）抄

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成十九年三月三〇日政令第一一一号）抄

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成十九年八月三二日政令第二三五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 （平成二十二年三月三一日政令第七六号）

この政令は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二十二年九月二二日政令第二四〇号）抄

この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 （平成二十五年三月三二日政令第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十六年五月二九日政令第一九五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

（処分等の効力）

第四条 この政令の施行前にこの政令による改正前のそれぞれの政令（次条において「旧政令」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この政令による改正後のそれぞれ

れの政令（以下この条及び次条において「新政令」という。）の規定に相当の規定があるものは、別段の定めがあるものを除き、新政令の相当の規定によってしたものとなす。

附 則（平成二十七年二月四日政令第三五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月一八日政令第七四号）抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年一月二六日政令第二二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月九日政令第五七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月三〇日政令第八六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年二月二二日政令第三一六号）

この政令は、平成三十年一月一日から施行する。